

船橋市議会情報セキュリティポリシー

船橋市議会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

地方自治法の改正により、普通地方公共団体の議会、長及びその他の執行機関は、令和8年4月1日までにそれぞれが管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための「方針」を定め、公表することが義務付けられました。

これらを踏まえ、船橋市議会では「船橋市議会情報セキュリティ基本方針」を策定いたしました。

この基本方針に基づき、情報セキュリティの確保に取り組んでまいります。